

# ご存じですか? スポーツ安全保険



「スポーツ安全保険」とはスポーツ活動だけでなく、文化・ボランティア活動時に発生した事故等が対象となる保険で、町内でも現在多くの団体が加入しています。平成20年度の加入についてのお知らせは、現在加入している団体には直接資料が送付されます。現在未加入の団体は、生涯学習課に申し込み用紙が備え付けてありますので、ご利用ください。  
また、平成20年度の受付から、インターネットでの加入手続きができるようになりました。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

## 《子どもの団体》

加入区分	掛金	対象	傷害保険				賠償責任保険 (てん補限度額)	共済見舞金
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額) 実治療日数4日以上	通院 (日額)		
A	500円	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1億円(1人) 5億円(1事故) 財物賠償500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全など) 160万円
AW	1,050円	中学生以下の子ども	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に 500万円を加算	対象となりません
AC	1,000円	子どもの指導・ 支援として一緒に スポーツ活動を行う大人 (高校生以上)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償1億円(1人) 5億円(1事故) (免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全など) 160万円
C	1,500円	子どもの指導・ 支援として一緒に スポーツ活動を行う大人 (高校生以上)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	財物賠償500万円 (免責金額1,000円)	

## 《大人の団体》

加入区分	掛金	対象	傷害保険				賠償責任保険 (てん補限度額)	共済見舞金
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額) 実治療日数4日以上	通院 (日額)		
A	500円	高校生以上の文化 活動・ボランティア 活動などの団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1億円(1人) 5億円(1事故) (免責金額1,000円) 財物賠償500万円 (免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全など) 160万円
B	800円	老人クラブなどの 団体	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
C	1,500円	高校生以上のス ポーツ活動団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
D	9,000円	危険度の高いス ポーツ活動団体	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※平成20年度の保険期間は、4月1日午前0時～平成21年3月31日午後12時までです。

※上記の表は抜粋してありますので、詳しくは生涯学習課に備え付けのパンフレットでご確認ください。

注) 5名以上の中学生以下の子どもにより構成される団体は「子どもの団体」になります。

問い合わせ/財団法人スポーツ安全協会埼玉支部 (☎048・830・6958または☎048・822・8950、ホームページhttp://www.sportsanzen.org/) へ。

# 4月から 県の事務・権限の一部の 移譲を受けます!

現在、国と地方(県や市町村)の役割分担を見直し、国から地方に対する関与を廃止・縮小し、事務や権限、財源を地方に移すことにより、地方が自らの判断と責任で行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を行う「地方分権」の議論が進んでいます。埼玉県では、これまでの地方分権の成果と課題を踏まえて、県から市町村に対する権限移譲のあり方や移譲事務を再度見直し、一層の地方分権を確立するため、新たな権限移譲の方針として、第二次埼玉県権限移譲方針を定めました。

町では、地方分権の推進による個性豊かなまちづくりと町民サービス向上のため、町が行ったほうが町民福祉の向上につながる事務を選択するとともに、受入態勢の整ったものから移譲を受けることを基本に県からの移譲を進めています。なお、4月1日から次の事務・権限の移譲を受けます。



町が移譲を受ける事務	事務の担当窓口	
	3月31日まで	4月1日から
○アイドリング・ストップの勧告等事務 ・看板の設置指導 ・立入検査 ・勧告および公表 など	埼玉県北部環境管理事務所 自動車公害監察担当 ☎048・523・2800	生活環境課 内線223・224
○浄化槽の規制等事務 ・浄化槽の設置等の届出受理 ・浄化槽の使用開始報告受理 ・使用廃止の届出受理 など	大気水質担当 ☎048・523・2800	
○有害鳥獣の捕獲等許可事務 ・有害鳥獣の捕獲許可 など	地域環境担当 ☎048・523・2800	
○販売禁止鳥獣等の販売の許可事務 ・ヤマドリ等の販売許可 など	埼玉県 県土整備部 県土づくり企画室 ☎048・830・5360	まちづくり課 内線240・241
○景観法に基づく届出の受理・勧告等事務 ・景観区域内における行為の届出受理 ・制限基準不適合に対する勧告 など	庁 都市整備部 都市計画課 ☎048・830・5360	

## 権限移譲って?

県から市町村への権限移譲とは、法令上、県の行っている事務のうち、県と市町村の協議のうえ市町村が行うと判断したものについて、市町村がその事務を行えるようにすることをいいます。

## 「振り込め詐欺被害」に注意を!

昨年中、県内の振り込め詐欺被害は、被害件数が全国ワースト2位、被害金額が同ワースト3位で、その被害額は21億円を超えています。

現在、「架空請求詐欺」および「融資保証金詐欺」の被害は減少傾向にありますが、「オレオレ詐欺」および、昨年から被害が目立ち始めた「還付金等詐欺」は急増しており、確定申告を終えるこれからの時期は特に注意が必要です。

## オレオレ詐欺



詐欺の手口  
電話で子どもや孫などの危機を伝え、現金を銀行口座等に振り込ませませす。  
現金を要求する主な名目は「会社の金を横領してしまった」、「友人の借金の保証人になり、金の取り立てを受けている」、「彼女を妊娠させてしまったので、中絶費用が必要になった」、「わいせつ行為で捕まったので、示談金が必要になった」などがあります。  
また、あらかじめ、「携帯電話を買って交換したので、番号が変わった」などと連絡してきたり、偽の弁護士や警察官が電話に登場することもあります。

## 架空請求詐欺

架空の料金請求の文書を送りつけ、現金を銀行口座等に振り込ませませす。  
文書の内容は、「インターネットの有料サイト(アダルトサイト等)の利用料金」、「通信販売の商品料金」、「地上波デジタル放送の工事費」などがあります。  
文書に書かれた電話番号に連絡すると、「利用した有料サイトの延滞履歴は、すべて記録に残っている。お金を振り込まないと裁判をおこす」などと脅迫することもあります。

## 融資保証金詐欺

融資の際、保証金等を名目に現金を振り込ませませす。  
融資の勧誘方法は、ダイレクトメール、電子メール、雑誌広告、チラシなどがあります。「連帯保証人は不要です。保証金として希望融資額の10パーセントを先に振り込んでください。保証金は後でお返しします」などと説明します。

## 還付金等詐欺

税務署や市町村の職員を装い、税金や医療費等の還付名目でATM(現金自動預払機)を操作させ、自分の口座から現金を振り込ませませす。  
ATMを操作させるために「税金・医療費の還付金があります。還付金の手続きはATMで行いますので、キャッシュカードを持ってATMへ行き、着いたら電話をしてください」と電話をかけてきます。ATMに着いて電話をすると、「私の指示どおりにATMを操作してください。還付金の入金手続きを行います」と操作を指示して、口座から現金を振り込ませませす。

## 防止3原則

慌てない! 確認する! 相談する!

○「急いで!」という電話があっても、慌てずに家族や友人、または警察に相談してください。  
○税務署や役場がATMで税金や医療費等の還付をすることはありません。  
問い合わせ/寄居警察署生活安全課(☎581・0110)へ。